

島根県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業実施要綱

(目的)

第1条 島根県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（以下「本事業」という。）は、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱」（平成28年3月7日付厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知）及び「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について」（平成28年3月7日付雇児発0307第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、児童養護施設等入所中又は里親等への委託中の者及び児童養護施設を退所した者又は里親等への委託が解除された者の円滑な自立を支援することを目的とする。

(実施主体)

第2条 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付けは社会福祉法人島根県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行うものとする。

(貸付けの種類)

第3条 自立支援資金は、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費とする。

(貸付対象)

第4条 自立支援資金の貸付けの対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 生活支援費の貸付けの対象となる者は、次のとおりとする。児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は児童自立生活援助事業所（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）
- (2) 家賃支援費の貸付けの対象となる者は、次のとおりとする。
 - ① 進学者
 - ② 就職者
- (3) 資格取得支援費の貸付けの対象となる者は、児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の者又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託を解除された者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）とする。

(貸付期間及び貸付額)

第5条 自立支援資金の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。

- (1) 生活支援費の貸付期間及び貸付額は、次のとおりとする。
 - (ア) 貸付期間は、大学等に在学する期間とする。

(イ) 貸付額は、月額 50,000 円とし、医療機関を定期的に受診する場合は、貸付期間のうち 2 年間までは、医療費等の実費相当額を貸付額に追加することができる。

(2) 家賃支援費の貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

① 進学者

(ア) 貸付期間は、大学等に在学する期間とする。

(イ) 貸付額は、1 月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（都道府県、指定都市、中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該示された額における単身世帯の額とする。）を限度とする。

② 就職者

(ア) 貸付期間は、退所又は委託解除後から 2 年を限度として就労している期間とする。

(イ) 貸付額は、1 月あたりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額（都道府県、指定都市、中核市ごとに厚生労働大臣が別に定める額が示されている場合には、当該示された額における単身世帯の額とする。）を限度とする。

(3) 資格取得支援費の貸付額は、資格取得に要する費用の実費（児童入所施設措置費等国庫負担金によって特別育成費における資格取得等特別加算費が支弁される場合、及び児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金等の交付を受ける場合には、それらの支給額を控除した額）とし、250,000 円を限度とする。

2 前項（1）（ア）、（イ）及び（2）①（ア）に規定する、「大学等に在学する期間」とは原則として正規の修学期間であるが、病気等により休学するなど、真にやむを得ない事情により留年した期間もこれに含めて差し支えない。

（貸付利子）

第 6 条 貸付金の利子は、無利子とする。

（貸付申請）

第 7 条 自立支援資金の貸付けを受けようとする者は、申請書（別紙様式第 1 号）に、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金における個人情報の取扱同意書（別紙様式第 2 号）及び次の貸付対象者の区分に応じて掲げるものを添え、入所施設又は里親を通じて別に定める期間内に県社協へ申請しなければならない。

(1) 進学者

① 大学等へ進学し在籍していることが確認できるもの。ただし、申請時において入学前である場合、合格通知等進学する見込みであることが確認できるもの。

② 家賃支援費の貸付けを希望する場合は、賃貸契約書等 1 月あたりの家賃相当額が確認できるもの。

③ 医療機関を定期的に受診する場合であって、生活支援費のうち医療費等の貸付けを希望する場合は、医療費等の申告書等。

(2) 就職者

① 就職していることが確認できるもの。ただし、申請時において就職前である場合、採用通知等就職する見込みであることが確認できるもの。

② 労働条件通知書等、雇用形態及び1週間あたりの労働時間が確認できるもの。

③ 家賃支援費の貸付けを希望する場合は、賃貸契約書等1月あたりの家賃相当額が確認できるもの。

(3) 資格取得希望者

① 取得する資格の内容及び取得費用が確認できるもの。

② 児童入所施設措置費等国庫負担金によって資格取得特別加算費が支弁される場合、及び児童養護施設等入所児童自立支援事業費補助金の交付を受ける場合には、それらの支給(予定)状況が確認できるもの。

2 入所施設長又は里親は、意見書(別紙様式第3号)を作成し、申請書等に添え児童相談所長に送付する。

3 児童相談所長は、意見書(別紙様式第3号)を作成し、申請書等に添え知事に送付する。

4 知事は、児童相談所長から提出された申請書等を県社協に送付する。

5 自立支援資金の貸付を受けようとする者が、第1項に定める入所施設又は里親への提出ができない場合は、申請書等を児童相談所に提出するものとする。

6 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から5年が経過するまでの間、貸付の申請を行うことができる。児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後生じた事由により貸付の申請を行うこともできるものとする。ただし、第5条第1項(1)から(3)までに規定する貸付について、申請はそれぞれ1回までとする。

7 前項の規定により貸付を受けようとする者は、第1項に定める申請書等を退所した施設、委託されていた里親又は島根県社会的養護自立支援事業を行う者(以下「退所施設等」という。)を通じて県社協へ提出しなければならない。なお、退所施設等は提出された申請書等に意見書(別紙様式第3号)を添え知事に送付することとし、知事はこれを県社協に送付する。

(連帯保証人等)

第8条 自立支援資金の貸付けを受けようとする者は、原則として連帯保証人を立てなければならない。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付けを受けることができるものとする。

2 自立支援資金の貸付けを受けようとする者が、未成年である場合は、親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、同意書(別紙様式第4号)によりその同意を得ることとする。ただし、法定代理人の同意を得ることができないやむを得ない事情がある場合には、児童養護施設等の施設長(里親委託等の場合は児童相談所長)又は児童養護施設退所者等への自立支援を行う民間支援団体の意見書(別紙様式第3号)により、法定代理人の同意の代わりとすることができる。

(貸付けの決定等)

- 第9条 県社協は、第7条による自立支援資金の貸付けの申請があったときは、内容について審査の上その結果を貸付決定通知書（別紙様式第5号または第5号の2）または貸付不承認決定通知書（別紙様式第6号または第6号の2）により当該自立支援資金の貸付けの申請をした者（ただし、第2項に該当する者を除く。）及び連帯保証人（連帯保証人を立てた場合に限る、以下同じ）に通知する。この場合、必要があるときは、決定に条件を付すことができる。
- 2 県社協は、貸付けの申請をした者が進学予定者又は就職予定者等であって、家賃支援費及び生活支援費の貸付申請を、貸付けを受ける年度より前に行った場合、内容について審査をした上その結果を貸付内定通知書（別紙様式第7号または第7号の2）または貸付不承認決定通知書（別紙様式第6号または第6号の2）により当該自立支援資金の貸付けを申請した者及び連帯保証人に通知する。
- 3 県社協は、前項により貸付けの内定を受けた者及び連帯保証人に対して、当該入学及び就職年度に入った後速やかに貸付決定通知書（別紙様式第5号または第5号の2）を通知する。
- 4 貸付けの決定及び内定を受けた者は、通知に係る内容に変更があったときは、直ちに県社協へ届け出るものとする。

(貸付資金の交付)

- 第10条 前条の規定による自立支援資金の貸付けの決定通知及び内定通知を受けた者は、県社協が指定する日までに、借用書（別紙様式第8号）に口座振替申出書（別紙様式第9号）を添え、入所施設又は里親を通じて県社協へ提出しなければならない。
- 2 入所施設長又は里親は、自立支援資金の貸付けの決定通知及び内定通知を受けた者から提出された借用書等を児童相談所長に送付する。
- 3 児童相談所長は、入所施設長又は里親から提出された借用書等を知事へ送付する。
- 4 知事は、児童相談所長から提出された借用書等を県社協へ送付する。
- 5 自立支援資金の貸付けの決定通知及び内定通知を受けた者が、第1項に定める入所施設又は里親への提出ができない場合は、借用書等を児童相談所に提出するものとする。
- 6 第7条第6項の規定により貸付けを申請し決定通知及び内定通知を受けた者は、県社協が指定する日までに、第1項に定める借用書等について、退所施設等を通じて県社協へ提出しなければならない。なお、退所施設等は提出された借用書等を知事へ送付することとし、知事はこれを県社協へ送付する。
- 7 借用書には、当該自立支援資金の貸付けの決定通知及び内定通知を受けた者及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えなければならない。
- 8 貸付金の交付は、生活支援費及び家賃支援費については分割又は月決めの方法によるものとし、資格取得支援費については、一括で交付するものとする。

(貸付申請の変更)

- 第11条 自立支援資金の貸付けを受けている者で、支援を必要とする金額の変更等により当初決定し

た貸付金額から変更を要する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、変更申請書（別紙様式第 10 号）に次の貸付対象者の区分に応じて掲げるものを添え、入所施設又は里親を通じて県社協へ申請しなければならない。

（1）生活支援費の貸付を受けている者

医療機関を定期的に受診する場合であって、医療費等の貸付けを希望する場合は、医療費等の申告書等。

（2）家賃支援費の貸付けを受けている者

賃貸契約書等 1 月あたりの家賃相当額が確認できるもの。

（3）資格取得支援費の貸付けを受けている者

① 取得する資格の取得費用が確認できるもの。

② 児童入所施設措置費等国庫負担金によって資格取得特別加算費が支弁される場合、及び児童入所施設等入所児童自立支援事業費補助金等の交付を受ける場合には、それらの支給状況が確認できるもの。

2 入所施設長又は里親は、変更申請書等を児童相談所長へ送付する。

3 児童相談所長は、入所施設長又は里親から提出された変更申請書等を知事に送付する。

4 知事は、児童相談所長から提出された変更申請書等を県社協に送付する。

5 自立支援資金の貸付けを受けている者が、第 1 項に定める入所施設又は里親への提出ができない場合は、変更申請書等を児童相談所に提出するものとする。

6 第 7 条第 6 項の規定により貸付けを申請し貸付けを受けている者で、支援を必要とする金額の変更等により当初決定した貸付金額から変更を要する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、第 1 項に定める変更申請書等について、退所施設等を通じて県社協へ提出しなければならない。なお、退所施設等は提出された変更申請書等を知事へ送付することとし、知事はこれを県社協へ送付する。

（貸付けの変更決定）

第 12 条 県社協は、第 11 条による自立支援資金の貸付けの変更申請があったときは、内容について審査の上その結果を貸付変更決定通知書（別紙様式第 11 号または第 11 号の 2）又は貸付変更不承認決定通知書（別紙様式第 12 号または第 12 号の 2）により当該自立支援資金の貸付けの変更申請をした者及び連帯保証人に通知する。この場合、必要があるときは、決定に条件を付することができる。

2 貸付けの変更決定を受けた者は、通知に係る内容に変更があったときは、直ちに県社協へ届け出るものとする。

（変更後の貸付資金の交付）

第 13 条 前条の規定による自立支援資金の貸付の変更決定通知を受けた者は、県社協が指定する日までに、変更後の内容が記載された借用書（別紙様式第 8 号）を入所施設又は里親を通じて県社協へ提出しなければならない。

2 入所施設長又は里親は、自立支援資金の貸付けの変更決定通知を受けた者から提出された借用書を

児童相談所長に送付する。

- 3 児童相談所長は、入所施設長又は里親から提出された借用書を知事へ送付する。
- 4 知事は、児童相談所長から提出された借用書を県社協へ送付する。
- 5 県社協は、知事から提出された借用書を受理した後、第10条により提出された借用書を自立支援資金の貸付けの変更決定通知を受けた者に返却する。
- 6 自立支援資金の貸付けの変更決定通知を受けた者が、第1項に定める入所施設又は里親への提出ができない場合は、借用書を児童相談所に提出するものとする。
- 7 第11条第6項の規定により変更申請し変更決定通知を受けた者は、県社協が指定する日までに、第1項に定める借用書について、退所施設等を通じて県社協へ提出しなければならない。なお、退所施設等は提出された借用書を知事へ送付することとし、知事はこれを県社協へ送付する。
- 8 借用書には、当該自立支援資金の貸付けの変更決定通知を受けた者及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添えなければならない。

(貸付けの取消し)

- 第14条 県社協は、自立支援資金の貸付けを受けている進学者が大学等を退学したとき、貸付けを受けている就職者が就職先を離職したとき又は貸付けを受けている進学者又は就職者が死亡したときは、その貸付けを取消すものとする。
- 2 県社協は、自立支援資金の貸付けを受けている者が貸付期間中に貸付取消申出書(別紙様式第13号)により貸付けの取消しを申し出たときは、その貸付けを取消すものとする。
 - 3 県社協は、前2項の規定により貸付けの決定を取消したときは、直ちにその旨を貸付取消通知書(別紙様式第14号または第14号の2)により当該自立支援資金の貸付けを受けている者又はその相続人及び連帯保証人に通知する。

(返還債務の当然免除)

第15条 県社協は、自立支援資金の貸付けを受けている者が、次に該当する場合は、自立支援資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 進学者

- ① 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
- ② ①に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(2) 就職者

- ① 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
- ② ①に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(3) 資格取得希望者

- ① 就職した日から2年間(大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、

大学等を卒業した日から1年以内に就労し、かつ2年間)引き続き就業を継続したとき

② ①に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

- 2 前項における「就業」とは、正規雇用に限定されない。ただし、1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除く。
- 3 就職後に一旦離職し、再就職のために求職活動を行っている場合は、その求職期間中も継続して就業しているものとみなし、就業継続期間に算入する。ただし、算入できる期間は最長1年間とし、就業継続期間の満了は、必ず就業した状態で迎えることとする。
- 4 災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合には、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入しない。

(返還債務の裁量免除)

第16条 県社協は、自立支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当するに至ったときは、貸し付けた自立支援資金(すでに返還を受けた金額を除く。)に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

(1) 死亡、又は障害により貸付けを受けた自立支援資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。)の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期間到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

(3) 貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間以上就業を継続したとき

返還の債務の額の一部

(4) 貸付けを受けた資格取得希望者が、1年以上就業を継続したとき

返還の債務の額の一部

- 2 裁量免除の額は、就業継続した期間を、自立支援資金の貸付けを受けた期間(この期間が4年に満たないときは4年とする。)の4分の5に相当する期間で除して得た数値(この数値が1を超えるとときは、1とする。)を返還する債務の額に乗じて得た額とする。ただし、前項の第4号の免除額については、返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(返還債務の免除申請等)

第17条 第15条及び第16条に規定する自立支援資金の返還の債務の免除を受けようとする者は、返還債務免除申請書(別紙様式第15号)にその理由となる事実を証する書類を添えて、県社協に申請しなければならない。

- 2 県社協は、前項の規定により自立支援資金の返還債務の免除申請があったときは、内容について審

査を行い、その結果について当該申請者及び連帯保証人に対し、返還債務免除承認通知書（別紙様式第 16 号または第 16 号の 2）又は返還債務免除不承認通知書（別紙様式第 17 号または第 17 号の 2）により通知する。

（返還）

第 18 条 自立支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合（災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、県社協が定める期間（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。）内に、県社協が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式により返還しなければならない。

（1）自立支援資金の貸付けが取消されたとき

（2）貸付けを受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から 1 年以内に就職しなかったとき

（3）資格取得支援費の貸付けを受けた者が、資格を取得する見込みがなくなると認められるに至ったとき

（4）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

2 前項の規定により自立支援資金を返還しなければならない者は、同項各号に該当することとなった日から 2 週間以内に、返還明細書（別紙様式第 18 号）を県社協へ提出しなければならない。

（返還の債務の履行猶予）

第 19 条 県社協は自立支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に掲げる事由が継続する期間、自立支援資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

（1）自立支援資金の貸付けを受けた進学者が、貸付けを取消された後も引き続き大学等（大学院を含む。）に在学しているとき

（2）自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が、児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき

（3）自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が、大学等（大学院を含む。）に在学しているとき

2 県社協は自立支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号の一に掲げる事由が継続する期間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

（1）貸付けを受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき（一旦離職した後、再就職のため求職活動を行った場合を含む。）

（2）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

（返還猶予申請および承認決定等）

第 20 条 第 19 条の規定による返還の債務の履行猶予を受けようとする者は、債務履行猶予申請書（別紙様式第 19 号）に同条第 1 項各号又は第 2 項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、すみやかに県社協へ申請しなければならない。

2 県社協は、前項の規定による返還債務の履行猶予の申請があったときは、その内容を審査の上、履行猶予の決定をし、その結果について当該申請者に対し、債務履行猶予承認通知書（別紙様式第 20 号）又は債務履行猶予不承認通知書（別紙様式第 21 号）により通知する。

（延滞利子）

第 21 条 県社協は、自立支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなく自立支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 3.0 パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。なお、令和 2 年 3 月 31 日以前の期間に対応する返還すべき額の計算については、従前の例によることとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、延滞利子を債権として調定しないことができる。

（届出等）

第 22 条 自立支援資金の貸付けを受けている進学者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる届出に事実を証する書類を添えて、県社協に届け出なければならない。

（1）氏名又は住所を変更したとき

氏名等変更届（別紙様式第 22 号）

（2）休学、退学、停学、留年したとき、その他の処分を受けたとき

休学・退学・停学・留年届（別紙様式第 23 号）

（3）復学したとき

復学届（別紙様式第 24 号）

（4）卒業したとき

卒業届（別紙様式第 25 号）

（5）大学等を卒業した日から 1 年以内に就職したとき

就職届（別紙様式第 26 号）

（6）第 5 号に該当する者が退職したとき

退職届（別紙様式第 27 号）

（7）第 5 号に該当する者が退職したのち求職活動を行ったとき

求職活動実施状況届（別紙様式第 28 号）

（8）第 5 号に該当する者が再就職したとき

再就職届（別紙様式第 29 号）

（9）第 17 条第 2 項の規定により返還債務の履行猶予の通知を受けた場合にあっては、その申請事

由に該当しなくなったとき

返還債務履行猶予事由喪失届（別紙様式第 30 号）

2 自立支援資金の貸付けを受けている就職者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる届出に事実を証する書類を添えて、県社協に届け出なければならない。

（1）氏名又は住所を変更したとき

氏名等変更届（別紙様式第 22 号）

（2）退職したとき

退職届（別紙様式第 27 号）

（3）退職したのち求職活動を行ったとき

求職活動実施状況届（別紙様式第 28 号）

（4）再就職したとき

再就職届（別紙様式第 29 号）

（5）第 17 条第 2 項の規定により返還債務の履行猶予の通知を受けた場合にあっては、その申請事由に該当しなくなったとき

返還債務履行猶予事由喪失届（別紙様式第 30 号）

3 自立支援資金の貸付けを受けている資格取得希望者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる届出書に事実を証する書類を添えて、県社協に届け出なければならない。

（1）氏名又は住所を変更したとき

氏名等変更届（別紙様式第 22 号）

（2）就職したとき

就職届（別紙様式第 26 号）

（3）退職したとき

退職届（別紙様式第 27 号）

（4）退職したのち求職活動を行ったとき

求職活動実施状況届（別紙様式第 28 号）

（5）再就職したとき

再就職届（別紙様式第 29 号）

（6）第 17 条第 2 項の規定により返還債務の履行猶予の通知を受けた場合にあっては、その申請事由に該当しなくなったとき

返還債務履行猶予事由喪失届（別紙様式第 30 号）

4 自立支援資金の貸付けを受けた者が死亡したときは、その相続人又は連帯保証人は、直ちに借受人死亡届（別紙様式第 31 号）に当該事実を証する書類を添えて、県社協に届け出なければならない。

5 借受人は、連帯保証人が死亡したとき、または連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人を立て、直ちに連帯保証人変更届（別紙様式第 32 号）を県社協に届け出なければならない。

(報告)

第 23 条 自立支援資金の貸付けを受けている進学者は、毎年（貸付初年度を除く）4月15日までに、大学等在籍報告書（別紙様式第33号）に当該事実を証する書類を添えて、県社協に報告しなければならない。ただし、第15条及び第16条の規定により自立支援資金の返還の債務の全部を免除された者については、この限りでない。

2 自立支援資金の貸付けを受けている就職者、自立支援資金の貸付けを受けていた進学者で大学等を卒業後就職した者、及び自立支援資金の貸付けを受けていた資格取得希望者で資格を取得した後就職した者は、毎年（貸付初年度を除く）4月15日までに、業務従事状況報告書（別紙様式34号）に当該事実を証する書類を添えて、県社協に報告しなければならない。ただし、第15条及び第16条の規定により自立支援資金の返還の債務の全部を免除された者については、この限りでない。

(借受人の責務)

第 24 条 借受人は、退所又は委託解除後においても、退所施設等と定期的な連絡をとるよう努力し、経済的・社会的な自立を図り、安定した生活が継続できるよう努めなければならない。

2 借受人および連帯保証人は、県社協会長から貸付けの要件等に関する問い合わせを受けたとき、各種証明書類の提出又は報告の提出を求められたときは、回答又は提出及び報告を行わなければならない。

(会計経理)

第 25 条 県社協は、この事業を行うにあたって、「社会福祉法人会計基準」に基づき、サービス区分において明確に区分し、経理するものとする。

2 この事業を実施している間の貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。

3 この事業を廃止した場合の返還金の扱いは、県社協が事業廃止年度以降、毎年度、当該年度において返還された自立支援資金の全額を県に返還し、返還を受けた県は、その10分の9に相当する金額を国に返還するものとする。

(その他)

第 26 条 県社協は知事から貸付けに関する状況等について報告を求められた際には、これに応じなければならない。

2 この要綱に定めるほか、本事業の実施に必要な事項については別に知事が定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年9月8日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 2 月 24 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 3 月 28 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年 10 月 11 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 5 月 18 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 2 年 8 月 7 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 4 年 2 月 21 日から施行し、令和 3 年 12 月 20 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 5 年 3 月 9 日から施行し、令和 4 年 12 月 2 日から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 3 月 1 9 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

2 この要綱の改正前に作成した用紙でこの要綱の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 5 月 9 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。